（輸入燃料体検査の実施）

**第三十二条**　法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合を除く。）は、原子力施設検査官（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が同条第四項の検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員。次項において同じ。）が前条第一項に規定する申請書及び同条第二項の添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

2　法第四十三条の三の十二第四項の検査（検査を受ける燃料体の燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む場合に限る。）は、原子力施設検査官が前条第三項に規定する申請書及び添付書類並びに同条第四項に規定する書類の内容を審査し、当該申請に係る燃料体を目視により確認することにより行うものとする。

（機構が行う輸入燃料体検査の通知書等）

**第三十三条**　原子力規制委員会は、第三十一条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の三の十二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第三十一条第一項若しくは第三項の申請書の提出又は同条第四項の書類の提出を受けた場合に、当該申請に係る法第四十三条の三の十二第六項の規定により、機構が行う検査に関する事務の一部については、次に掲げる事項を記載した通知書により、機構に対し当該検査に関する事務の一部の実施について通知するものとする。

一　検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称

三　検査を行う時期

四　検査を行う場所

五　検査の対象

六　検査の方法

3　前項の通知書には、第三十一条第一項の申請書及び同条第二項の書類、同条第三項の申請書及び書類又は同条第四項の書類の写しを添付するものとする。

4　原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかに、その旨を機構に通知するものとする。

（輸入燃料体検査合格証）

**第三十四条**　原子力規制委員会は、法第四十三条の三の十二第四項の検査に合格したときは、当該申請に係る輸入燃料体検査合格証を交付する。

（溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

**第三十五条**　法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

一　原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二　原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。）、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であって非常時に安全装置として使用されるもの

三　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四　原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第二号及び第四号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ　水用の容器又は管であって、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であって現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であって現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ　イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ　イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

七　蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

八　蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

（溶接事業者検査の実施）

**第三十六条**　溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（溶接事業者検査の記録）

**第三十七条**　溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

（溶接事業者検査を要しない場合）

**第三十八条**　法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合